

中小企業振興基本条例調査特別委員会

(令和6年11月19日)

○ 加納康樹委員長

皆さん、おはようございます。ただいまより、中小企業振興基本条例調査特別委員会を開催させていただきたいと思います。

平野委員のほうから、ちょっと遅れると、遅参するということで確認が取れておりますので、始めておいてくださいということですので、定刻も過ぎましたので、委員会のほうを開催させていただきたいと思います。

本日から理事者の皆様にもご参加をいただいておりますので、部長、一言どうぞ。お願いします。

○ 石田商工農水部長

おはようございます。商工農水部長、石田です。よろしくお願いします。

今回は条例の素案ということでお示しいただいております。理念型の条例になると思いますので、皆様方の意見をしっかり聞いて、その趣旨を把握していきたいと思います。

それと、あと、今後、我々、振興策をつくっていかないといけないですから、我々も議論に参加させていただいて、よりよい施策展開が図れるように努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

こちらで若干失笑が漏れたのは、委員会としては理念型にとどまるつもりが全くないということで、今日の素案もご覧をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日の進め方に関してなんですが、当然アップロードは両方されておりますが、いろいろと資料説明の加減があるので皆さんのお手元には条例の素案についてはペーパーでご用意させていただいて、比較検討するそれぞれの市の条例というものが、ちょっと拡大をしていただきながら、タブレットでご確認をいただきながら、並行して見ながら議論を進めるという、こういうスタイルでさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、いつも議員政策研究会の分科会を含め1時間程度で終わってきていますが、今日は前文から始まり各条文についても素案を全て提示させていただいておりますので、一つ一つ確認をしながらということになりますので、多分今日は午前中いっぱいぐらいかかるのかなという、そういう進行になろうかと思っておりますので、ご協力もお願いをいたします。

それと、さらにもう一個だけあらかじめお断りをしますと、今、お手元にあるように、前文から条例素案までお示しをしておりますが、これで今日皆さんからのご同意を得ればこれが100%というわけでは当然ありません。今日である程度の方向性はもちろん定めさせていただきたいんですが、その後、最後に諮りますが、各関係団体、商工会議所をはじめ関係団体の皆様のヒアリングも当然させていただきたいと思っておりますし、特別委員会としては、もう次の議会が始まるので、次回開催はもう年明けになろうかと思っております。その間で、皆さんのほうから各会派の中でもご周知もいただいてご意見があればという、そういうところで広く意見を聴取した上で固めにいくという、こういう作業にしていきたいと思っておりますので、あらかじめご承知おきをさせていただきたいと思っております。

では、確認作業を進めてまいりたいと思っております。

○ 樋口博己委員

今、委員長の説明だと次回は年明けになるだろうというふうなので、関係団体との意見交換というのは、どのような時期を想定していますか。

○ 加納康樹委員長

正副委員長の考え方としては、もう年明け早々のタイミングで、日程調整が取れば、今日、ある程度素案から変更があろうかと思うんですが、それをもって示しながら意見を聴取したいという、そんなスケジュールの感覚です。お願いします。

では、順次確認をしていきたいと思っております。

整理番号というふうに書いていますので、それを一つ、場所によっては複数まとめて確認ということもあるんですが、させていただきます。

まず、条例の名称、前回ご提案もいただいたので、特別委員会の名称としては中小企業振興基本条例調査特別委員会ですが、条例名としては、前回皆様からご意見をいただいたものを尊重していくということになると、四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例という形かなというのが、まず整理番号ゼロみたいなものですけど、こういう条例名なのか

などと思いますが、まずこの点、条例名としてはこの形かなと思っていますが、特段ご意見ございますか。よろしいですか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、一応、現時点では案ではありますが、四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例という形の条例名で、この場では確認をいたします。

それでは、整理番号①、前文を作成させていただいております。ここからは一応読み上げながら、そしてその後に皆さんのご意見も聞くということの繰り返しをさせていただきたいと思います。

では、整理番号①、前文について、事務局、すみません、朗読をお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

前文、読み上げさせていただきます。

令和の新しい時代を迎え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行という未曾有の事態に見舞われ、社会経済は大きな変革を迫られています。

私たちのまち四日市市においては、大企業が一定の雇用を支える一方で、地域経済の活性化には、数多くの中小企業が果たす役割が極めて大きいことは言うまでもありません。

特に、製造業、商業、サービス業など、多様な分野で活躍する中小企業は、地域の特色を生かした経済活動を展開し、市民にとっての安定した暮らしの基盤を築いています。

中小企業は、地域に根ざし、多様な産業分野で活躍し、地域社会の活性化、雇用創出、新たな価値の創造に貢献しているのです。

しかしながら、近年の中小企業を取り巻く環境は、グローバル化の進展、デジタル技術の革新、人手不足や後継者不足など、ますます厳しさを増しており、多くの課題を抱えています。

このような状況の中、中小企業が持続的な成長を遂げ、地域経済の活性化に貢献するためには、市と中小企業が一体となって、より一層の振興策を講じていく必要があります。

そこで、本条例は、中小企業の振興に関する基本的な事項を定め、市が中小企業の振興

施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の健全な発展を図り、もって市民の豊かな生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

四日市市は今後とも中小企業の振興に向けた施策を強化し、市民一人ひとりが実感できる地域経済の発展を目指して邁進していきます。

としております。以上です。

○ 加納康樹委員長

以上、前文についての素案ということで提示をさせていただいております。

この前文に関しましては正副委員長のほうでこの文面を用意させていただきましたが、もう皆様には種明かしをしておきたいと思うんですが、実はこの前文、私のほうで、チャットGPTとジェミニを使って、その二つから文章を引き出し、それらをいいとこ取りして、かつ微修正をさせていただいて、作成をさせていただいております。

今後とも皆さんのお仕事の上で活用できるかなということで、さらに私が何の作業をしたのかと申しますと、この前文を引っ張るに当たっては、こういう文章をチャットGPTとジェミニに放り込みました。文章は至って簡潔です。令和を迎え、コロナ禍を経て、大企業に多くの雇用があるものの、多くの中小企業が地域経済を支えている四日市市として中小企業振興基本条例をつくるに当たっての前文と打ち込むとこのような前文が出てくるということになります。

この前文だけ読めば特段の違和感はなかろうかと思うんですが、これらについてのご意見を伺いたい。皆さんからご意見も伺いたいんですが、正副委員長で調整をしているときにまず、こちらから疑問というのか、皆様に確認したいのが、冒頭、条例名としては、中小企業・小規模企業というふうな条例名で今確認をいただいたんですが、前文の段階では、一々それでいくと長いので、中小企業という言葉だけで全てを網羅させていただいておりますが、条例名と合わせると、それは一々、小規模企業振興と入れたほうがいいんだろうなと思いつつも、ちょっと正副委員長の段階では答えが出ていないので、まずはその点についてもご意見もいただきつつ、全般、ご意見があればお寄せをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

私もそれは気になって、目的を見ると目的でただし書してもらってあるんですね。こ

れが目的であるのいいのか、前文であるのいいのか、ちょっと僕もどうかと思って、これは一回、ほかの例を見るとどうなのかなと思ったんですけど。

○ 加納康樹委員長

ほかの例というところで行くと、条文の中でいくと、整理番号②のところにある、今、樋口委員からおっしゃってもらった、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）という表現はよくあるんですが、それを前文で持ってきているという事例はほぼないということです。

○ 田中 徹委員

私も同じで、三重県のほうは、三重県中小企業・小規模企業振興条例に、ポツを入れて小規模企業というような形ですべて出しておりますので、定義と範囲のところ、いわゆる中小企業と小規模企業との分けがあるものから、どうでしょう、前文では入れたほうがいいのか。

その次に、これも本当に、私も勉強不足で分からないんですが、三重県の条例のほうでは、前文に、中小企業・小規模企業という形で書いてありますので、どうでしょうか。

○ 加納康樹委員長

田中委員のおっしゃるとおりで、三重県の条例を見ると、前文も含め、全ての条文において中小企業・小規模企業という表記になっているのはそのとおりかとは思っております。

どうでしょう。まだまだ今後も修正は続いていきますので、今の感覚でいくと前文の中も、若干繰り返しが出てくるんですが、全てのところを中小企業・小規模企業という表記にしていく。ただ、すみませんが、三重県は全てをそうしていますが、私たちが今提示をしているものは、目的以降は中小企業等でくりにはいっているんですけど、別にとこれは。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

一番冒頭の令和の新しい時代云々で、社会経済は大きな変革を迫られています。迫られ

ているという表現が、今から何か変革をしていくというふうを感じるんですけども、既に結構大きな変革をし始めているんじゃないかなと思うんですけども。

例えば、社会経済の大きな変革をさらに進めていかなければならないとか、何かそんな、今から変革を求められるというよりは、変革しようとしているけれどもさらにしなければならぬという表現のほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○ 加納康樹委員長

なるほどね。日本語的なものですが、大きな変革を迫られていますというのが、樋口委員の指摘でいくと、アイ・エヌ・ジー、現在進行形が入っていないんじゃないかということですが、どうなんだろうな、私としてはそれも含みでこんな日本語表記もありかなと思わなくもないのですが、皆さんの知見でどのように思われますでしょうか。

○ 上 麻理副委員長

例えば、迫られているという言葉ではなくて、もうちょっと全体を捉えた形で、求められているだとか、収まりのいいというのもありなのかなというふうなところは、今、樋口委員がおっしゃっている意味が、重々理解ができる場所がありますので、そこも入れていくともうちょっと全体像的にまとまりのいい言葉のほうがいいのかなと私もちょっと感じさせていただいたところがあるんですけども、難しいですね、これ。

○ 樋口博己委員

別にこれで駄目という感覚ではないんですけども、そういう意見を出させていただいて、委員会として共通の認識があれば、別にこれはこのままでもいいですし、それは皆さんの議論の中で、お任せしますので。

○ 加納康樹委員長

問題提起いただいたということで、また修正が加えられるようなことがあれば再提起をしていきたいというところにしておきたいと思います。

改めてですけど、4行目に出てくる中小企業のところから以下はもう全て、中小企業・小規模企業ということの繰り返しにと、取りあえずこの場では変更していくということ、これはご了承いただけますか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、そのようにしておきたいと思います。

あと、全般、眺めていただいて。

○ 今村厚美委員

つくっていただいてありがとうございます。ちょっとほかの市の前文とかを眺めていまして、志摩市はとか、春日井市はとか、独特なこういう風土ですよみたいなことは結構あるかなと思うんですけども、特にそれはいいんですかね。ちょっと分からないんですけども、ほかのところはそういうところが多いなって。一番最初に市の紹介とかを入れているところが多いかなというふうに思ったんですけども、四日市市は大企業が一定の雇用を支える一方という具合には書いていただいている、それはそれでいいかなと思うんですけど、ちょっと気になったので。

○ 加納康樹委員長

議員提案条例を遡っていくと、市民自治基本条例であったりとか、市民協働促進条例であったりとか、そういうところの冒頭のところにもそういうのがなくはなかったと思うので、ちょっと宿題としては預からせてはいただきたいと思いますし、ちなみにチャットGPTとジェミニが上手につくったんですけど、今、今村委員からご指摘もいただいた冒頭の四日市市においては、大企業が一定の雇用を支える一方でという、こういう文言が入っているのは、1年前の私の一般質問の理事者答弁に対する、ある面、嫌味で入っている前文とご理解いただいても結構です。

○ 上 麻理副委員長

今の今村委員のご発言なんですけれども、正副委員長レクの段階でも少しそういった言葉をどうしようかというのも出てきていますので、委員長のほうでまた考えていただけるのかなというふうには思っています。特に四日市市は、東海地区の中でも、産業を牽引しているというふうには私は思っているので、そういった文言だとかも入れていければいいな

というのは考えているところでございますので、また委員長ともませてもらえばと思っております。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

○ 今村厚美委員

私、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、6行目の特に、製造業、商業、サービス業ってありますけど、私の頭の中で商業はサービス業の一つかなと思っているし、工業という言葉がないのは、工業と商業というのは私の頭の中ではイコールであって、製造業は特に四日市は盛んだとは思うんですけども、別に気にしないでいいとは思うんですけども、最初読んでちょっと気になったものですから。それだけです。

○ 加納康樹委員長

おっしゃるとおりで製造業のところを工業というところの意味になってきているのが事実でございます。

特にないようであれば、ちょっと正副委員長で、副委員長のほうからご指摘いただいた点もあるので、改めてどうぞ、その辺のあたり。

○ 上 麻理副委員長

下から6行目、市と中小企業が一体となってというふうな記述があるんですけども、条例を読んでいきますと、各団体、関係団体という言葉も非常に多く、また、その役割も記載されている部分を加味すると、市と中小企業、併せて関係団体という文言も記載したほうがいいのではないかということをおっしゃったんですけど、皆様のご意見を頂戴できればと思っております。

○ 加納康樹委員長

今の副委員長からの視点のところ、皆様、ご意見をぜひお寄せいただきたいと思うところであります、ちょっと正副委員長では何とも、ちょっと皆さんの意見を聞かんことにはという感じでしたので。

○ 平野貴之委員

どうも遅参してすみませんでした。

私もちょっとその辺は思っています、あと見ていないですけど、多分、大企業の役割とか、何とかの役割とか、いろいろ入ってくると思うので、条例でその辺も触れるなら、具体的に書かないにしてもその辺を包含した表現のほうがいいのかなとは思っていました。

○ 加納康樹委員長

他の委員の方はいかがでしょうか。

そういうご意見もあったということで、多少また正副委員長でも調整をしていきたいと思えます。

あと、前文で全般的にはいかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、こういう作業を繰り返していきたいという話でありますので、ここでコンクリートというわけではありませんので、順次、次へ次へと進んでいきます。ご協力をお願いします。

それでは、整理番号②、2ページ、めくっていただいたところから協議を行いたいと思えます。

都度都度読み上げはしませんが、こういうふうになっているというところの説明は都度都度事務局のほうからさせていただいて皆さんからという、この繰り返しを行いたいと思えます。

では、整理番号②に関して、事務局、説明願います。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

整理番号②の目的です。ここからは、参考とさせていただいた自治体を記載させていただいておりますので、他市の中小企業支援条例の比較表も併せてご確認をいただきたいと

思います。

目的に関しては桑名市の条文を参考としております。委員長から先ほどお話がございましたけれども、桑名市の条例に倣いまして、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）のような表記にさせていただいておりますもので、以下の条文においては中小企業等で表記を統一するというのでいいかということでご確認いただければと思っております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号②、目的のところですが、何か皆さんご意見はありますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

この辺は割と定型的なものかと思っております。

○ 平野貴之委員

もしかして初めに皆さんからあったかもしれないんですけど、前回、中小企業と小規模企業は一緒か、小規模企業は中小企業に含まれるのか、議論があったと思うんですけど、その辺って。

○ 加納康樹委員長

それに関しましては、まず冒頭で、1ページの頭を見てもらえますように、名称としても中小企業・小規模企業振興基本条例でいこうということで合意をさせていただいております。今から説明しますが、整理番号③のところそれぞれのところをうたうという形を取らせてもらっています。

○ 平野貴之委員

前回、中小企業基本法の条文を見たら、中小企業の定義があって、小規模企業の定義が

あったんですけど、何か私が見た感じやと、中小企業の中のちょっと違う、定義、従業員か資本金か忘れちゃったけど、何とか以下のところを特に小規模企業と呼ぶみたいな感じの、中小企業に含まれるのかなと思うようなニュアンスやったかなと私は思ったんですが、違いましたか。

○ 加納康樹委員長

含まれるんでしょうがというところも含め、引っ張っているほうの説明まで事務局ができるとうれしいな。整理番号③を含めて説明してください。

○ 小山議会事務局議事課主幹

続いて整理番号③の定義でございます。こちらは桑名市さんと長岡京市さんを参考にさせていただいています。

第1号から第5号までが桑名市を参考とさせていただいていまして、第6号の金融機関、第7号の学校、第8号の大学等は長岡京市を参考にしています。第9号の市民等という表記をさせていただいているんですけども、こちらは桑名市も長岡京市も市民との表記になっているんですけど、市内の居住者だけではなく通勤通学者を含める場合は、本市の条例において等を入れる場合が多いとのことなので、市民等との表記にさせていただいております。

以上です。

○ 平野貴之委員

今、中小企業基本法を見て、第2条の第1項で、中小企業は、従業員の数が300人以下でとか、出資の総額が1億円以下でとか書いてあって、第5項で、その中で小規模企業者とは、従業員の数が20人以下と書いてあるので、含まれるといえば含まれるのかなとは思ったんですけど。また、その辺、まだ時間があるのでまた確認いただけたらと思います。

○ 上 麻理副委員長

私の感覚で読んでいる中で、中小企業というのが資本金で、小規模企業が、資本金が書かれていないので法人なのか個人なのかの差があるのかなというふうに思っていて、法律的には物が違うんじゃないかなと思うんですけど、理事者のほうで、詳しい方、いらっし

やいますか。多分そこで分けられているから、そもそも論の物が違うのかなとずっと私の中では認識をしてこれを見てきたんですけども。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

私たちも実は平野委員と、感覚といいますか、捉えは同じ。中小企業基本法のほうの中の中小企業の定義の中で、資本金も従業員の数も条件として入ってきていますので、必ずしもそれだけでなっているものではないんですが、多分中小企業ってくくったときに、より小さな小規模な事業者というのは、多分拾い切れないとか、より手厚くそういうところを取り出して、その特性に応じた、多分手当てというものが必要になるということで、多分小規模の企業というのを、小規模の中に、さらにそこを定義されているものというふうに認識をしています。

○ 上 麻理副委員長

ということは、資本金、関係ないということですか。法人か個人かは関係ないんですか。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

事業者である必要があるので、中小企業基本法の場合はやっぱり、いわゆる事業者でなくてはならないのはありますね。例えば、個人で、例えば1人親方でやられている方も、これはどちらかというと小規模事業者になってくるんですけども、職人さんなんか小規模事業者になってきます。これを個人か法人かって言われると恐らく個人なんですが、例えば、そういう業の、組合に入っているとか、そういった中でまた取っているものもあります。例えば、個人であっても物すごく資本金を持っている方も可能性としてはあったりとか、法人格を持っている場合もあるかも分かりませんので、このルールで多分、小規模事業者、こうやってルールのようになった場合は小規模に入りますとか、中小企業の場合もこの人数でこの資本金で、カテゴリーに入るところが、例えば業種によって資本金や従業員の数全部決められていますので、そこへはめ込んでいく作業、小規模企業者の場合は、さらに、やっぱり個人でやられている方とか、うまくこの中小企業の施策の中でちょっと拾い切れない部分があったりするということで、恐らく小規模としてカテゴリーしてそこへ特別の手当てをしているということになっています。最近は特にこういうことを、より小規模の方に対するということで特出しして多分こういうふうに表現をされて、そういう

方に対してもしっかり手当てしているんだということを多分表現されているんだらうなというふうには、我々は理解はしています。

○ 武藤商工農水部理事

補足ですけれども、中小企業基本法の定義において、法人と企業、会社及び個人というふうに、どちらも含まれるようになっていきますので、会社じゃなければ含まれないじゃなくて、個人も事業者に含まれるということになっています。

○ 田中 徹委員

僕も勉強不足で申し訳ないです。小規模企業基本法は、小規模企業に向けての基本法でいいんですよね。中小企業基本法の中に小規模企業基本法が入っているのか、中小企業基本法と小規模企業基本法は別なのかがよく分からないです。すみません。

○ 武藤商工農水部理事

中小企業基本法というのがあります。小規模企業基本法というのはちょっと聞いたことがありません。中小企業基本法の中でなぜ小規模企業者というのを定義しているかというのと、先ほど秦課長から説明したとおり、中小企業に対する支援策なりを講ずるに当たっても、より、特に配慮すべきとして小規模の事業者向けの施策を講じるというわけで、区切りをつくる、分けをつくる必要があるのです。その定義の中で分けていると。ただ、概念で言えば、中小企業者の概念の中に小規模企業者というものは包含されるという関係にあるということです。

○ 田中 徹委員

僕もこの一文がちょっとよく分からなかったもので、中小企業基本法の一部を次のように改正するというのが小規模企業基本法の中に入っていたもので、この文を読んで、これ、どういう意味か全然分からへんなって、勉強不足で本当に申し訳ないんですけど、一番下のところに、中小企業基本法の一部を次のように改正するというところで、第29条第3項に云々って書いてあって、及び小規模企業振興基本法を加えるという一部分が書いてあったもので、中小企業基本法の中に小規模企業基本法があるのかなと、平野委員が言ったような部分が入ってくるのかな、先ほど教えてもらったようなことが入ってくるのかなと思

ったんですけど、それでいいわけなんですか。

○ 武藤商工農水部理事

すみません。先ほどは説明が不的確で失礼いたしました。今調べたところ、中小企業基本法ができた後に、随分後に小規模企業振興基本法というのも実際つくられておりました。こちら、平成26年頃につくられた比較的新しい法律になっております。

こちらについては、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興に関するものを制定するためにつくられた法律ということになっています。

○ 田中 徹委員

それで、要は製造業やと20人以下、卸売業やと5人以下とか、そういうのが加わってくるもので、ここでやる、それこそ中小企業、四日市で出そうと思うやつは、ここにのっとり、やっぱり小規模企業者もカバーしていきますよというのを出していかなあかんとということになるということではないんですよね。

○ 加納康樹委員長

それはこっちの話です。

○ 田中 徹委員

いいんですよね。

○ 加納康樹委員長

はい。

○ 樋口博己委員

様々な考え方はあろうかと思うんですけども、この条例、委員長がおっしゃっていただいたとおり、この条例をつくる目的としては、中小企業はしっかり支援しよう。だけれども、やっぱり、より小さな小規模零細企業は手厚くしたいという理念があるからこういう表現だという理解、整理のほうがいいのかなと思ったんですけども、どうですか。

○ 加納康樹委員長

いろいろと細かくチェックもしていただいてありがとうございます。ですが、冒頭言ったように、条例名のところでもそういう配慮をするということで、まず冒頭、合意もいただいておりますので、不明確なところは明らかにしていきますが、定義のところの（１）と（２）のところに関してはまた改めて正確なものの情報提供はさせていただきたいと思いますが、どういう表記にするかは別として、ちゃんと定義をしていくということについてはご同意をいただけているというのでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

その他、定義に関してはいかがですか。

（なし）

○ 加納康樹委員長

気がついたら戻っていただいて結構ですので次に進みます。

整理番号④のところから、事務局、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて整理番号④の基本理念です。

こちらは長岡京市を参考にしております。条文の内容も長岡京市さんと同一の内容になっております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

基本理念のところであります。特にはございませんでしょうか。

○ 樋口博己委員

(2)の後半部分の中小企業等の創業及び育成を図ることというところの中には、事業承継の意味も含んでいるというふうに理解してよろしいんですかね。

○ 加納康樹委員長

その辺のところに関しては後のところとも関連もするのがありますので、まず、事務局、ご説明ください。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

そのような理解をしております。

また、ちょっと後ほどご説明をさせていただくんですけれども、少しページが飛んでしましますが、事業承継に関する考え方については、整理番号⑭の基本方針、こちらは長岡京市さんを参考にさせていただいているんですけれども、その中で、中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図ること。というような記載もございます。

また、整理番号⑮なんですけど、こちらは事業承継への支援ということで、こちらは条項として独立をさせていただいているんですけれども、三重県さんを参考にさせていただいて、事業承継への支援ということで、こういった項目も設けているところでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、含んで、そういうものの理念としての前出しになっているとご理解いただいて結構です。

では、次、進めさせていただきます。

整理番号⑤、お願いします。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

事務局からありましたけど、もし理事者のほうから、こうやってぽんぽん進めています

けど、異議ありとかあったらそのときで手を挙げてください。全く聞かないというわけじゃないので、ご意見があればご発言をいただきたいと思いますが、こちらからあえて聞くつもりがないというだけの話でありますので。

整理番号⑤をお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

続いて、整理番号⑤の市の責務になります。

こちらは桑名市を参考にしております。条文も桑名市と同一なんですけれども、第2項において、桑名市は、中小企業等、大企業、経済団体、労働団体となっている部分については、前条に倣って中小企業等をはじめ関係団体というような表記にさせていただいております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

市の責務に関するの条文であります。

特には、今の時点ではよろしいですね。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、整理番号⑥、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、整理番号⑥の議会の責務でございます。

こちらは磐田市を参考にさせていただいています。条文の内容は磐田市と同一でございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

これは前回ご説明しましたように、磐田市さんも議員提案条例のほうでされておりますので、四日市市も議員提案条例ですのでそれに倣う形でこのような条文を引っ張っているということです。

ご意見があれば伺いたいと思います。

○ 樋口博己委員

先の話をしてすみませんが、最後のほうに見直し条項ってあるんですか。

○ 加納康樹委員長

あります。

○ 樋口博己委員

あるんですよ。分かりました。それならいいです。議会の責務として見直しする責務があるなど思いながら、最後に書いてあればそれでいいなど思いました。

以上です。

○ 加納康樹委員長

見直しというのか、どうなんだ。今のことに関して、事務局、見直しとまでは書いてないけど、一番最後の委任にそこまで含まれるのかな。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

まず、整理番号⑱で委任として、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるといような形で規定をさせていただきます。

○ 加納康樹委員長

議会とは、明記はしていないんですけど。

○ 樋口博己委員

議会という明記はなくてもいいと思うんですけど、市長が別に定めるとなると議会は知

らんよというふうになってしまうので、どういう表現を一般的にするのか忘れましたが、見直し条項ってありますよね、よく。

○ 加納康樹委員長

はい、そういう条例もあります。

○ 樋口博己委員

それがこの表現ではなかなか、市長が何か判断するよというふうにはしか捉えられないので、ちょっとまた後ほど。

○ 加納康樹委員長

議会の責務に入れるのが適なのか、総括的に一番最後でそういうものを入れるのか、また、もちろん入れないのかという議論もあるかと思うんですが、そういうところについては、ご提案をいただきましたので、次回に向けての宿題として預からせていただきます。

○ 樋口博己委員

議会の責務で入れるべきものではないと思っておるんですけど、議会の責務は議会としてのあれですけど、見直しは、条例の全体の中でそういう一文があれば議会としても関わることができるという意味です。

○ 加納康樹委員長

分かりました。ありがとうございます。

その辺、預からせていただいて整理番号⑦に進みたいと思います。お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて整理番号⑦の中小企業等の役割及び努力です。

こちらは桑名市を参考にしております。条文の内容も桑名市と同一のものでございます。以上です。

○ 加納康樹委員長

お読みいただいて、何かご意見があればお願いをいたします。

○ 平野貴之委員

第2項の暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるというところで、こちらは、企業の社会的責任とか、そういったところで理解はしているんですけど、ただ、この条例の目的の中小企業等の振興につながるのかなと思って。どうつながるのかなと思って。

○ 加納康樹委員長

暮らしやすい地域社会のというところが若干違和感ありますか。

○ 平野貴之委員

そうですね。地域社会を構成する一員として、なので、経済を発展させることで暮らしやすい地域社会の実現に貢献するということなんですかね。なので、第3項に書いてある、つまりそれはイコール雇用の創出とか人材育成につながってって社会に貢献するようになるということなんですかね。

○ 加納康樹委員長

これ、事務局からも申し上げたとおり桑名市さんのものに倣っているだけですので、何とでも変更は当然させていただきたいと思います。

○ 平野貴之委員

なので、もしそういう暮らしやすい地域社会の実現、イコール、雇用の創出、人材育成イコール地域貢献というのであれば、もう第2項、第3項を一緒にしたっていいと思うし、それ以外の意味がこの第2項に込められているのなら別にしたほうがいいと思います。

○ 加納康樹委員長

平野委員のご指摘のところはごもっともなところもあろうかと思いますが、今、平野委員からのご指摘に対して皆さんご意見を。

○ 樋口博己委員

前文で、下から3行目でそういうニュアンスを書いているんですね。市民の豊かな生活と活力ある地域社会の実現に寄与するって書いてあるので、これと連動するといえば連動するんやけど、これをあえて書く必要があるのかという問題提起やと思うんやけど。

○ 加納康樹委員長

平野委員、いかがでしょうか。前文のところは、とにかくチャットGPTもジェミニもめっちゃ賢いので、いろんなデータから来ているので、私としては意識していませんでしたが、そういう連動で、前文を製作にしている可能性はあります。

○ 平野貴之委員

この前文やと、中小企業の発展を図ることによって地域社会の実現にということなので、そうすると、第2項、第3項は一緒の意味になるかなと思うので、それやったら一緒でいいし、もし桑名市が違う意味を込めているというのであれば別立てにする意義はあると思います。

○ 加納康樹委員長

この際、参考にしているだけなので、桑名市さんの意向はどうでもいいので、委員の皆様のご意見です、ここは。

○ 上 麻理副委員長

私は、これが役割と努力というところがあるので、努力というところで、企業だから地域を無視して何かしていいというものでもないというところも含めた中での企業の在り方としてこの第2項の文章は必要なのかなというふうに思っていたのですが、いかがでしょうか。

○ 平野貴之委員

そうすると、例えば地域行事とかに中小企業が人を出したり寄附金を出したりとか、そういうこともしてもらっていて、やっぱり地域行事、地域にとっても周辺の中小企業さんってすごい重要な役割なんですけど、それをこの条例に当てはめようとする、例えば、市

と中小企業とどこかが一体となってという文章、あったじゃないですか、前文でしたっけ、なので、一体となって活動していくためにはやっぱり地域の協力も必要やから、やっぱり中小企業としてもそういうことをふだんからしておいてくださいねという意味合いを込めた第2項であればいいかなと思います。

○ 樋口博己委員

副委員長の見解はそうだなと思いながら、第2項にあるのでちょっと引っかかるのかなと思ったりするんですよね。まずは雇用創出で働く場の提供、その上で、CSR、社会貢献かなという気はしますね。

○ 加納康樹委員長

なので、第2項、第3項を入れ替える、もしくは、第2項、第3項をまとめていくというのが落としどころかと思うんですが。

○ 平野貴之委員

自分でしゃべっていて何となく整理ができてきたので、第2項、第3項を入れ替えるので、僕の中ではもう大丈夫です。

○ 加納康樹委員長

なるほど。ありがとうございます。

では、そのような形でこのところをまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、似たようなところなので突っ走りたいところですが、まだちょっと時間がかかりますのでここで一旦休憩を挟ませていただいて午前11時の再開でお願いをいたします。暫時休憩です。

10:52 休憩

10:59 再開

○ 加納康樹委員長

それでは、特別委員会、再開をさせていただきたいと思います。

では、次、整理番号⑧、説明願います。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、⑧、大企業の役割です。

こちらも桑名市を参考にしております。条文内容も桑名市と同一になってございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

大企業の役割について、皆さん、何か、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

特段ないようですので次に行きます。

整理番号⑨をお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、⑨、経済団体の役割です。

こちらも桑名市を参考にしております。条文内容も桑名市と同一となっております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ご覧をいただきまして、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

これ、桑名市に聞いてみないと分からんと思っておるんですけど、これ、経済団体とい

うのはいろんなものがあると思うんですけど、ここに属さない場合はあってもしょうがないですよ、これ。事業所の判断ですよ、これは。経済団体の役割として、事業所に加盟することを促進することは書けやんですもんね、これは。

○ 加納康樹委員長

そうですね。

○ 樋口博己委員

任意団体ですよ、これ、いわゆる、経済団体というのは。こういう経済団体の役割を書いたとして、団体に加盟しないところは、これ、市が直接支援するということになるんですかね。労働団体も一緒になりますけれどもね、これは。小規模事業所、零細事業所は労働団体があるのかというとなるところが多いので、これはどういうふうに桑名市が整理されたのかなというのをちょっと一回聞いてみたいなど。

○ 加納康樹委員長

今、桑名市の意図というところに関しては預からせていただいて、事務局から問い合わせます。

○ 樋口博己委員

一度確認してみてください。条文の目的というか、内容としてはいいと思っておるんですけど、すみません。

○ 加納康樹委員長

今、ちょっと樋口委員のほうからも多少のご指摘もありましたが、整理番号⑩についてお願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、⑩、労働団体の役割です。

こちらも桑名市を参考にさせていただいております。条文の内容も桑名市と同一となっ

でございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

これは、前回、第2回の際にお願いしましたように、委員長としてのこだわりのところでもありまして、桑名市さんが入れておられますので、ぜひ条文として書き込んでおきたいというところで、樋口委員からご指摘もありましたが、確かに労働団体が存在しない事業所というのは山ほどあるのも事実でございます。取りあえず今のところはこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、整理番号⑩、お願いをいたします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号⑩、金融機関の役割です。

こちらは三重県を参考にさせていただいております。条文の内容も三重県と同一になっております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

⑩ですが、特に⑨、⑩、⑪に関しては、最後をお願いすることになりますが、関係団体からのヒアリングというところに関してどこまで呼びするのかという観点でも若干は関係するのかもしれませんが、取りあえず、⑩、よろしいですね。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、⑫、お願いいたします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号⑫、学校及び大学等の協力です。

こちらは長岡京市を参考にさせていただいております、条文の内容も長岡京市さんと同一になっています。

以上です。

○ 加納康樹委員長

整理番号⑫に関してです。お読みいただいて何かご意見があればお願いをいたします。

○ 石田商工農水部長

すみません。ちょっと確認をしたいんですけど、1項目めと3項目めで、どちらも学校のことが書いてあるんですけど、これはイメージ的にどういうふうな違いを思ってみえるのかというところをちょっと確認したいなと思っていたんですけど。

○ 加納康樹委員長

第1項と第3項の違いというと、読んでのとおりと言えばそれまでなんですが、学校さんが主体的にというのが恐らくは第1項で、第3項に関しては、学校が、市がやるものについての協力だから、主体的に中小企業とはというふうなところについて勉強をお願いしますというのが第1項で、第3項に関しては、市が何かされるという施策に関して、協力とは書いていますが、そういうことに関してもご周知願いますぐらいの感覚かなと読み取っているところではありますが、事務局として特にありますか。

また、場合によってはこれ、長岡京市さんにも問合せはしたいと思います。メモしておいてください。

○ 樋口博己委員

これは学校ということなので、今も何らかの協力をしたり協力のお願いをしたりしていると思うんですけども、これ、小中学校よりも高校のほうが多いのかなと思うんですけど

れども、これ、今、どんなアプローチをされているんですかね。ちょっと教育委員会との絡みはどうなのかなと思って、どこまで商工農水部のほうで関わられるのかなと思うんですけれども、ちょっと現状を教えてくださいませんか。

○ 加納康樹委員長

ちょっと待ってください。その前に、まず整理番号③の定義で学校を定義づけしています。ですので、この学校というのは、この定義でいくと、小中高、この学校教育法の規定するところって。事務局、すぐ分かりますか。山口さん、ぱっと調べて。調べている間に、部長、お願いします。

○ 石田商工農水部長

例えば萬古業界が子供たちに陶芸教室をやったり、あるいは企業さんが学校に行って企業の技術を紹介したりみたいなところを、我々、学校に関することというのは、部分的にはやっているようなことはあります。

○ 樋口博己委員

そうすると、現状はどちらかというところ、企業が学校に貢献しているという、地域貢献という意味合いですかね。市が主体なんですか。

○ 釜瀬工業振興課長

工業振興課、釜瀬でございます。

教育委員会が主体のものが多いと思います。この辺の職業観とか勤労観に直接行くかどうかはあれですけど、こども科学セミナー、毎年8月に四日市市文化会館でやっておりますけれども、そこは企業が出展して技術とかものづくりの楽しさを教えているというところで、これも企業が協力されていらっしゃるというところかなと思いますけど。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

3番の項目で一番合致してきそうなのうちの取組であれば、商業の部門で言いますと高校生事業というのをやっておりまして、商店街を振興するという目的、これも中小企業の振興って位置づけた際に、高校生が、ビデオ、今ですとムービーを使って、ティックトック

であったりとかインスタグラムに上げるとか、そういう取組を通じて、市内事業者というものが、商店街ですけれども、売上げを上げようとか、そういうことに貢献している面というのはありますが、これが本当にこれにきちっと合っているかどうかちょっと分かりませんが、これを読んだ感じでは、そういうものであったりとか、四日市農芸高校の子たちが、自分たちが作ったジャムであったり農産品なんかを市場で、よりお客さんに販売促進という意味であったりPRという意味でご協力いただいて、向こうの教育の一環プラスうちの産業政策が一致しているものについてはそういう協力を得ながらやっているというものがあると思います。

○ 上 麻理副委員長

職業観及び勤労観でいうと、中学生も職業体験を、中学校からいろんな企業さんのところに行ったりという体験も、3日間か4日間の体験などもしてその職業を知るというのもやっていらっしゃると思うので、そういったものも当てはまってくるのかなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、条例化する段階では教育委員会とも調整はあるんだろうと思いますけれども、ここでこういうふうにしっかり書き込んでも大丈夫ということでもいいんですね。

○ 加納康樹委員長

そういう認識でいきたいと思います。

学校の定義についてご説明だけさせていただきます。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

学校教育法第1条に規定する学校ですけれども、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とすると、このような形になっております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

学校の定義ということでございます。

では、次、⑬に進めさせていただきます。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号⑬、市民の理解及び協力です。

こちらは桑名市を参考にしております。条文は桑名市と同一ですが、見出しなんですけど、桑名市は、市民の役割となっているところなんですけれども、内容としては、市民の理解及び協力が適当であると考えることから、見出しをそのような形で、市民の理解及び協力とさせていただいております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

桑名市さんは役割としていますが、このような表記に提案としてはさせていただいてるところでございます。

一旦はよろしいですね、ここは。

○ 武藤商工農水部理事

確認までですけど、定義では、市民等としていますが、ここは、市民でよろしいんですかね。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

ご指摘ありがとうございます。市民等という形が適当かと考えております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、この条文は、市民が市民等が変わってくるという意味ですよ、今のやり取りは。

○ 加納康樹委員長

条文中ということですね。

○ 樋口博己委員

市民の理解というところも市民等が変わってくるということですか。

○ 加納康樹委員長

条文のテクニカル的なところですが、事務局、いかがですか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

ちょっとその辺の表記は、確認をさせていただいて整理させていただきたいなと思っております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

すみません。このことに関しては預らせていただいて、整合性を図りたいと思います。ありがとうございます。

では、次、⑭なんですが、⑭自体もまあまあ長いですし、⑮、⑯とか、関連もするところもありますので、一括する形でご説明もさせていただきたいと思います。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、整理番号⑭、中小企業等振興戦略プランです。

中小企業等振興戦略プランの策定に当たっては、まず基本方針を定めた上で、それに基づいて戦略プランを策定することを規定しております。基本方針については、基本理念に基づき基本方針を定めるというような規定になっていることから、整理番号④の基本理念と同じく長岡京市を参考にしております。

また、中小企業等振興プランの条項に関してですけれども、こちらは高知市を参考にしております。

前回の委員会において、中小企業等振興戦略プランに係る条項を条例素案に含めることが確認をされておりますが、これまでの議員政策研究会の分科会において研究していただいた自治体におきましては、中小企業等振興戦略プランについて、特段直接的に規定されているところがなかったことから、高知市の事例について参考にさせていただいたというものでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

⑮、⑯の関係性は後でよい。

○ 小山議会事務局議事課主幹

はい。

○ 加納康樹委員長

じゃ、整理番号⑭に限ってということで、皆様からご意見を伺いたいと思います。

委員の皆様、ちょっとこれ、長いですので、お読みをいただく時間を持ちつつ、理事者のほうで、この戦略プラン、条項立てを私たちは考えているんですが、何かご意見があれば今のうちでご発言いただいても結構です。

○ 石田商工農水部長

この内容というよりは、4番目に特色ある地域資源を生かしたというのがあります。あと、整理番号④のところにも特色ある地域資源を積極的に活用し、つてあるので、条例本文にこれがあるのなら、最初の前文のところの議論にあったように、前文のところ、特色ある地域資源に対するような四日市のことをちょっと触れていただいたらどうかなと、その部分だけ思いました。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

そうですね。四日市のというところ、冒頭四日市についての紹介というのは、今村委員からもご指摘ももらっていますので、その点を含め一考させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員

確認なんですけど、第5号の中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得ること。というのは、中小企業等に理解及び協力を得ることということですか。流れ的に多分そうなのかなと思ったんですけど、誰の協力って書いてなかったの、市民なのか、ほかの各種団体とか。

○ 加納康樹委員長

市ですね、ここは。

○ 平野貴之委員

市は誰々の協力を得ること。市は、重要性に対する理解、協力をすることじゃなくて、誰かの理解、協力を得ることということですか。

○ 加納康樹委員長

なかなか明確な答えは今、私としても出ませんが、事務局としてはどう見ますか。場合によってはこれも長岡京市さんに確認することかもしれないと思うんですが、まず、事務局としてどう。

○ 小山議会事務局議事課主幹

委員長がおっしゃっていただいているように主語は市はというところで、ちょっと誰のとか誰にという部分が不明確であるというようなご指摘なのかなと思ってございますので、その辺ちょっと、長岡京市さんに確認はさせていただくことはできるかなと思ってます。

○ 加納康樹委員長

全般、これ、長岡京市さんのものをぱーんと張ってあるだけですので、もうちょっと、

より分かりやすくということには、次回までに留意して、変更できるものはしていきたい
と思います。

○ 樋口博己委員

これ、長岡京市さんの、逐条解説はあるんですよね、多分。

○ 加納康樹委員長

あるのかな。どうなのかな。ちょっとお待ちください。

○ 樋口博己委員

条例の冒頭で市は、関係団体との連携を図りながら書いてあるので、あくまで市が
主語になるんでしょうね、恐らくね。

○ 武藤商工農水部理事

一応補足までですけど、長岡京市の逐条解説を読むと、施策の基本方針の部分について
は、市が実施する中小企業振興施策の基本方針として九つ提示していますとの記載がござ
います。なので、誰が実施するかというのは書かれている。ただ、先ほど言ったようにこ
れが誰に向けた理解及び協力を得ることなのかというところが解説には入っていないとい
うことです。

○ 加納康樹委員長

長岡京市さんとしてはその範囲なので、ちょっとまだこれについても、その辺、ご指摘
いただいたところがより明確になる形で示すことができれば、そういうことは考えてみた
いと思います。

では、次、進ませていただきます。

整理番号⑮について説明をさせていただきます。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号⑮、事業承継への支援です。

こちらは三重県を参考にしております。条文の内容も三重県と同一にしております。

素案としては、今、条項として独立をさせていただいておりますけれども、先ほど確認いただいた整理番号⑭の基本方針の第1号、中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図ること。というような形で、事業承継の内容が基本方針にも含まれていることから、見方によってはちょっと重複しているところもあるのかなと思いますもので、いずれかに整理いただくような考え方もあるのかなと考えておりますもので、その辺り、協議いただきたいと思います。と思っています。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ということですので、整理番号⑮についてでも結構ですし、今、事務局からも申し上げました⑭の冒頭のところとの関連性も含め、ご意見があればぜひご発言をいただきたいと思えます。

あえてもう水を向けさせていただくんですが、事業承継への支援というので独立をさせるというところに意義もあろうかと思うんですが、申し上げたように方針のところにも入っておるといえば入っているということに関して、皆様どう思われますかという問いかけをさせていただくと、皆様どんなご意見でしょうか。

○ 武藤商工農水部理事

理事者側の気づきの点ですけれども、基本方針と戦略プランの関係からして、基本方針に載っているものに関してこのプランを策定していくということなので、基本方針には入れておく、入れておかないと戦略プランに載ってこないのが基本方針には入れておく必要があるのかなと思います。事業承継だけを⑮で特出しするとなると、では、ほかの経営基盤強化だとか、その他の創業支援だとかも、全部並べないでなぜこれだけなのかというような議論になるので、イメージとしては逐条解説の中での基本方針の第1号のところについての事業承継の部分というのはこういうことであるというような整理になるのかなと。逐条に入れる文言としては、まさにこの整理番号⑮で書いているような文言が入るのがいいのかなというふうには思ったところです。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

理事者からはそういう、アドバイスといいたいでしょうか、ご意見もいただいたところですが、委員の皆様としてはいかがでしょうか。

○ 上 麻理副委員長

飛んでしまうんですが、⑩の防災に関しても今の武藤さんのご発言と同じようにそこだけ取り出しているというケースになってくるのかなと考えていくと、防災に関しても事業承継に関しても、文言として非常に長く、しっかりと書いていくほうが丁寧なのかなと考えたと、私の中でも逐条解説の部分でしっかりとその辺をうたっていくことが必要になってくるのかなというのと、先ほどの平野委員からの誰に対して理解及び協力を得ることに関しても、これも逐条解説の中で、そういった誰にといい、文言ではなくても分かりやすいような説明ができるのかなと考えますと、整理番号⑮、⑯を含めた整理番号⑭の第1号から第9号の項目に対して、逐条解説でしっかりと明記していくほうが皆さん分かりやすいですし、防災に関しても、災害時というふうになっているところに防災を持ってきて逐条解説にしていくほうが、防災に関する内容的な部分もしっかり入っていくのかなというふうに考えていくと、この⑮に関しても逐条解説に持ってくるほうが、見る方には理解が得られやすいのかなというふうに考えるところなんです、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員長

副委員長からであります。

もうちょっと⑯も含めて議論をしていきたいと思えます。防災・減災云々というところが三重県に書いてあるので、前回のときでたしか、樋口委員がご提案いただいて田中委員のほうからもアドバイスいただいて、引っ張り出してはみたものの、⑭との関連性でいくと、理事者から、そして副委員長からも提案させていただいたような整理のほうが多まりやすいのかなとも思うところがございます。

○ 樋口博己委員

副委員長のご指摘のとおり、三重県は中小企業振興戦略プランがないので、だから、これ、防災とこれ、事業承継を特出ししているということなので、理事者からの提案の整理のほうですっきりするのかなと思います。

それで、すみません、先走ってあれなんです、整理番号⑱の財政上の措置というのは、戦略プランには具体的な財政上の措置というものが無いので、これはやっぱりこれだけは独立して特出しが必要なんだろうなと思います。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

どうでしょうか。整理番号⑮、⑯は、副委員長でまとめていただいて、理事者のほうからもご提案いただいたようなまとめ、逐条解説等で説明をさせていただくという変更でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、現時点ではそのようなまとめというふうにさせていただきたいと思います。

では、整理番号⑰へと進めさせていただきます。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局です。

続いて、整理番号⑰、中小企業振興審議会の条項については高知市を参考にしております。

前回の委員会において、中小企業振興審議会に係る条項を条例素案に含めるということが確認されております。整理番号⑭の中小企業等振興プランと同様に、これまでの議員政策研究会の分科会で研究いただいた自治体に、中小企業振興審議会について特段規定されているところがなかったものですから、高知市の事例を参考にさせていただいたものでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、ぜひ審議会というものは立ち上げていただきたいというところでありま

すが、正副委員長で打合せしているときに思っていたのですが、話題にもなったんですが、⑰の前段というのか、審議会のところはぜひこういう形でいきたいなと思っておりますが、実は、2項目めというのか、組織等について、議員提案条例でこれだけ規定してぶつけていいのかなというのは疑問もなくはないんですが、まずは、委員の皆様、いかがでしょうか。

考え方としては、上の審議会というところだけは条例で規定させていただいて、組織等については理事者のほうでよしなにちゃんとやってくれというのも手とは思いますが。

委員の皆様が読み込んでいただいている途中ですのであえてご指名しますが、理事者のほうで、今、正副委員長のほうから懸念を申し上げた点についての見解があれば。

○ 石田商工農水部長

審議会は設置していくと思いますけど、どっちにしろ、会議体をつくるときは、我々も当然設置要綱なりなんなり設けていきますので、必ずしもここにはなくても、どちらかにはそういうルールはできますので、それはなくてもいいのかなとは思いますが。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

という理事者の見解もありがとうございます、委員の皆様、いかがでしょうか。だから、この組織等については、現時点で明記する必要もなかろうという考え方なんです。

○ 樋口博己委員

高知市は組織等も条例でうたっておるということですか。

○ 加納康樹委員長

議員提案条例じゃないので、高知市は行政提案条例ですので、ここまでちゃんと入っている。これは議員提案条例なので、ここまでというのもという、そういう言い方です。

○ 樋口博己委員

ほかの県、市でここまで書いてあるんですかね。

○ 加納康樹委員長

審議会云々というところまで踏み込んでいる事例はというと、事務局、さっと言えますか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

今までの議員政策研究会で研究いただいた中ではそういった事例がなかったものですから、今回高知市の事例を参考にさせていただいたということで、把握のほうはしてございません。

○ 樋口博己委員

議員提案というところからすると、組織までは書かないほうが、財政的支援に注力していただいたほうがいいのかなと思っています。

○ 加納康樹委員長

樋口委員からであります、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、現時点では、組織等に関しては規定はしないということで、今日のところはまとめておきたいと思います。

もう、前振り、相当出ておりますが、整理番号⑱について、まずは事務局、どうぞ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、整理番号⑱、財政上の措置です。

こちらは三重県を参考にしております。条文も、三重県と同一の内容になっております。以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、これに関して実は正副委員長レクの時点でちょっと事務局に宿題を出して、その答え合わせもする間がなかったんですが、事例として、結びの文章、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするでなく、財政上の措置を講ずるものとすると言い切った条例という事例はいかがでしょうか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

このような努めるものとするというような表記が圧倒的に多い形ではあるんですけども、1件ちょっとお調べをさせていただいております、前回の資料には入っておって今回ちょっと抜けてしまったんですけども、墨田区の中小企業振興基本条例というのがございます。また前回の資料を確認をいただきたいとも思っておるんですけども、その中で区長の責務という項目がございまして、財政上の措置という項目ではないんですけども、第5条に区長は、施策を具体的に実施するに当たっては、次の措置等を講ずるとともに、消費者の保護に配慮しなければならないとなっております。第1号が財政その他の措置を講ずることということで、努めるという文言がないような事例も確認できましたので、このような点も含めてちょっと表記のご検討をいただけたらなと考えてございます。以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、大半が講ずるよう努めるものとする。ではありますが、今までの分科会から委員会の流れでいくと、もっと言い切る形もなくはないなど、正直、正副委員長としては思っていないんですが、委員の皆様、ご意見があればぜひお願いします。

認識としては、努めるものとするであってもそれなりに有効な条例、条文とは思っていますが。

○ 樋口博己委員

墨田区は非常に古い条例で、時代背景もあったかと思います。区長はという主語からすると、区長としては予算措置をする提案権があるので提案をなさいと。ただ、その上で議会が議決をするかどうかはまた議会の判断もあろうかと思いますが、主語が、これは、

市長はであれば講ずるというふうな考え方もあるんですけど、市となるので、議会の判断もあるので、努めるものとするのほうがいいんじゃないかなと。気持ちは、市としてはしっかり提案しなさいと、提案したら議会としては可決するよということであると思うんですけども、ちょっとそんなふうに感じています。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

他の委員の方、いかがですか。

特段ないようであれば、現状の表記で現時点ではまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいですね。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

最後、⑱、一応、事務局、説明ください。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

続いて、整理番号⑱、委任です。

こちらは桑名市を参考にしておりまして、条文の内容も同一のものとさせていただいています。

以上です。

○ 加納康樹委員長

最後の委任のところですか。いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

途中で言いましたけれども、見直し条項、そういうニュアンスの文言のほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

○ 加納康樹委員長

改めてですが、途中でご提案いただきましたので、それについても少し調べさせていただきます。

では、委任のところも現状これでよろしいですね。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、すみません、ご協力ありがとうございます。何とか時間内で、提案させていただいた素案については全項目、一応の確認をしていただいたというところでございます。

どうですか。もし、今、振り返ってちょっと気になったところが出てくれば。大丈夫でしょうか。

○ 平野貴之委員

前回の会議で今村委員が、障害者とかのことについても含めてという話で、田中委員が、それは、例えば三重県条例の人材育成のところ、女性、高齢者、障害者、外国人というふうに記載されて包含されていますよと言っていたんですが、特出しで人材育成の条項は、三重県みたいには設けずに、どこかの条文に含まれているから取りあえずそれでいこうということですか。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。そこをちょっと失念しかけるところで大変失礼いたしました。

今日の資料のところでは、今ご指摘をいただいた、前回、田中さんから示してもらった三重県条例の人材の育成云々、今村さんからご指摘いただいたところですが、そこを書き出しておりますが、現状この条例の中ということでは書かせてはいただいていないところですが、事務局として改めて説明があれば。

○ 小山議会事務局議事課主幹

今、平野委員からご指摘いただいた部分が、タブレット資料の、他市の条例のところの

最後のところ、付番はしておりませんが、人材の育成及び確保というところで特出しをさせていただきます。

三重県だけではなくて、志摩市さんとか、ちょっと今日の資料にはございませんけれども、同様の規定を設けてございますので、本市についても、障害者雇用を含む人材育成の確保の条項について、含めていくかどうか、改めてご協議いただきたいといった趣旨で、資料には記載をしているものでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ですので、新たに書き起こすのもよろしいですし、先ほどまとめさせてもらいましたけど、整理番号⑭、基本方針の中の（２）とかで読み込むことができなくもないかなと。

さらに言うと、さっき、⑮、⑯をまとめたように、整理番号⑭の中のところの逐条に入れ込んでその意図を明確にしておくという解決方法もなくはないのかなとも思ったりもしているところですが、委員の皆様から、ここはぜひアドバイスをいただきたいと思います。

○ 平野貴之委員

事業承継の話のくだりの流れからいくと、基本方針に含めて逐条解説でみっちり書くという流れでいいのかなと思います。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

平野委員からそのようなご意見をいただいたところですが、他の委員の方、いかがですか。

○ 樋口博己委員

多様な就労形態という言葉の中に、障害者雇用とか、そういうのは含まれるんですかね、一般的に。多様な就労形態というと自由な働き方のように捉えるんですけど、障害者雇用とか男女とか、そんな意味合いからすると、何かそういうことを意味する言葉が一つあったほうがいいように思うんですけども、ちょっとどういう言葉がいいのか分からんですけど、今村委員、何か代表的な文言があれば、それを入れるといいのかなと思うんですが。

○ 今村厚美委員

すみません。急にちょっとあれでいい言葉が思いつきませんが、ちょっと考えさせてください。ごめんなさい。

○ 上 麻理副委員長

これ、基本、整理番号⑭の基本方針が第1号から第9号になっているものの、第2号の下にもう一個、1個ずらして第3号にして、人材育成及び確保の促進をすることにする手もあるのかなというふうに。

樋口委員のおっしゃるように、就労形態は多分、時間だとか、フレックスだとか、そういう話になってくる、全く物が違ってくるんだけど、これだけ条文にするのはちょっと大変かなと思うので、第9号ではなく第10号にして、一つ入れ込んで、文言だけ残して逐条解説という手もあるかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○ 平野貴之委員

それでもいいし、第2号のところに何か適した表現を入れるのも、どちらでもいいと思います。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

では、第2号のところに追記なのか、(2)、ダッシュで第10号になるようにするのか、これも預からせていただきたいと思います。

○ 田中 徹委員

四日市もインターンシップの受入れとかもしている、雇用促進助成金も出しているわけですから、市としても支援はしている話なので、一つ入れてもらっても、その分としてもこういう交付金もありますよというのが言えますので、文言が、さっき言っておいたみたいにインターンシップになるのか何になるのか、私も言えませんが、平野委員がお話しされたように一つ項目をつくってもいいんじゃないかとは思いますが。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

参考までに、先ほどの三重県の第17条の解説の、三重県の場合はチラシといいますか、パンフレットが出ているんですが、ここの多様な働き方の中で、三重県さんは、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な就業の機会の提供ができるよう必要な施策を講ずることができるというふうにちょっと含んでいる部分がございます。女性の雇用支援であったり、障害者の雇用支援というものもちょっと詳しくその解説の中には含まれているようです。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

それらも参考にさせていただいて整理をすると、条立てではない、基本方針等の中でちゃんと読み取れる形にするというまとめでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。そうさせていただきたいと思います。

では、全般通じてちょっと言い忘れがあればぜひお願いします。

○ 今村厚美委員

一つあるんですけども、例えば、前文のところで、先ほど、5行目で、製造業、商業、サービス業ということをおっしゃっていただいたんですけども、例えば、最初に四日市市の紹介をするときに、鈴鹿山麓にとか、農業、茶畑にというような、例えばですよ、そんな文章が入るのであればやっぱり、農業とか、そういうのも一生懸命されている方もいらっしゃるんですけど、そういう一言を必要であれば、考えていただければありがたいかなというふうにちょっと思いましたけど、意見です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

今、今村委員からご提案いただいたことも含め、前文の変更については多分副委員長がやっただけだと思っております。

では、提案した素案に関して、本日のところはよろしいですか。

○ 秦商工農水部参事兼商業労政課長

少し今後の進行も含めてご確認と、少し理事者側から希望といいますか、どういう取扱いかわからないんですが、今後、これ、ちょっと先、我々が見据えたときに、実際にこの条例が制定されまして施行されていくという過程になったときに、次にはターンとして私たちがこれを仕事として、条例に基づいて、いわゆる行政を行うということになってきます。冒頭、部長も申し上げたとおり、今日こういうふうに委員会に出させていただきます。いろいろな条文の趣旨であるとか内容であるとか、いろいろ書いてなくてもいろいろ意味合いが込められていることがたくさんあって、後半のほうで逐条の解説という言葉が出ておられましたけれども、実際に我々がこれを仕事としてこなしていくときに、もう少しかみ砕くといいますか、やはり書いてあること以外の意味がもしたくさん込められているのであれば、できるだけ今回皆様が議論いただいている内容というものを我々もしっかり、政治のほうへというか、行政のほうへ反映していく必要がございますので、その辺りは少し、しっかりと、もし何か解説のようなものがあれば、それは我々も業務としてやる上で理解をしたいので、お願いしたいなというふうにちょっと思っております。

その中で、ただ、この後、ある程度素案が出来上がった時点で、各関係の機関等へヒアリングをされるということでお伺いしました。実際に我々、本当にこれを進めるに当たり、やっぱり各機関にそういうことをこの条例に基づいてお願いしていくというプロセスが入ってくるので、その辺の意見の聞き取りであったりとか声というのは、やはり各分野の方々を規定している部分というのもございます、学校はこういうことをしなさい、そういうことをしなさいということがありますので、やっぱりその辺りの意見聴取とか、声というのはぜひちょっとお聞きいただけないかなとはちょっと思っております。

今、議会基本条例の第25条の中に、意見の聞き取りということが、条例をつくるときに努めてくださいということでございますので、これも、理事者側としてもやっぱりそれはすごく、住民であったりとか、やっぱり影響が出てきますので、パブリックコメント等も含めて、その辺りの手法についてもぜひ一度、ちょっとご検討いただけないかなというふ

うに思います。

以上です。すみません。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。その辺を留意して今後は当然進めていきたいと思いますので、ありがとうございます。

ということで、今後に向けてということになりまして、今後の日程についてちょっと、すみませんが調整を最後させていただきたいと思っております。

まず、今、私の手元には、年明けの、取りあえずの空き日程というものがございまして、皆様、予定を見ていただきたいと思います。

まず、明けて1月9日の木曜日、午前もしくは午後、委員の皆様のご都合で、ご都合が悪いところがあればおっしゃっていただきたいと思います。特段はないですか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

であるならば、実は午後はちょっと理事者の都合がつかないと聞いておりますので、まず、仮の一つは1月9日の午前10時からということをお願いいたします。

でいきますと、次は翌週に飛んだところでもう一つ押さえさせていただきたいとなりますと、1月16日木曜日の午後または1月17日の午前。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

では、もう翌週に行っちゃいますが、1月22日水曜日、午前もしくは午後。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

1月22日が駄目。1月23日の午後。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

1月23日の午後は、じゃ、仮で入れさせていただきます。

となると、少し飛んで2月4日、午前もしくは午後、特段現状どちらでもよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

では、2月4日が駄目なら、2月7日、金曜日の午前もしくは午後はいかがでしょうか。どうぞ確認してください。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

じゃ、そこを押さえさせていただきます。

では、すみませんが、1月9日の午前、1月23日午後、2月7日午前、この3日程、押さえさせていただきたいと思います。

この3日程の中で意見聴取を行いたいと思っております。商工会議所さんをはじめ、今、秦課長からもご指摘もいただいたような関連するところにその3日程を投げさせていただいて、最大公約数取れるところで、一つは意見交換のところ、あと二つは委員会として通常の開催をします。できるだけ、関係団体、多くはお願いしたいと思うんですが、なかなか都合も厳しいかと思っておりますので、来られないところに関しては資料提供等で意思疎通を図るということで、最大限の留意をしていきたいというふうに思っています。

今後の進行、そんな形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

○ 上 麻理副委員長

今、秦さんがおっしゃったようなパブリックコメントは、やっていく中で考えていくという感じですかね。

○ 加納康樹委員長

パブリックコメントは当然、もうほぼほぼ成案になった後の話なので。

よろしいですか。1月9日木曜日午前10時、1月23日木曜日午後、13時30分、2月7日金曜日午前10時の3日程をお願いしたいと思います。

すみません。本当、年が明けて忙しいところと思いますが、委員会の参加のご協力をよろしくをお願いしたいと思います。

あと、皆さん、何かよろしいでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

理事者のほうもよろしいでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、すみません、お昼前まで引っ張ってしまいましたが、以上で本日の特別委員会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

11:57 閉議